

## 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

### 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

サーバー型プリペイドカードへの切替えに伴い、2019年3月31日にお取扱いを終了させていただきました当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いします。

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

セルフ石油株式会社

- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

セルフ石油株式会社発行の磁気型プリペイドカード

- 払戻しの申出期間

2019年4月1日（月）から2019年7月31日（水）まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されますので、ご注意願います。

- 申出・払戻しの方法

上記期間内に、プリペイドカードを下記各給油所にご持参ください。

プリペイドカードに記録された未使用残高に応じた金額を現金にて払戻しいたします。

セルフ石油 大垣給油所、みずほ給油所、河渡給油所、  
一宮給油所、六条給油所

- 払戻しに関する問合せ先

〒503-0032 岐阜県大垣市熊野町1181

セルフ石油株式会社 電話番号 0584-91-5151

2019年4月1日